

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	三菱ロジスネクスト株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Logisnext Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 間野 裕一
【本店の所在の場所】	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
【電話番号】	075(956)8603(直通)
【事務連絡者氏名】	管理本部総務部長 公受 正道
【最寄りの連絡場所】	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
【電話番号】	075(956)8603(直通)
【事務連絡者氏名】	管理本部総務部長 公受 正道
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第121期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容
 第1号議案 剰余金配当の件
 期末配当に関する事項
 当社普通株式1株につき金8円

 第2号議案 定款一部変更の件
 以下の通り、定款の一部を変更する。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後定款
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件
 取締役として御子神隆、末松正之、安藤修、小林京子、新家雅隆、間野裕一、宇野隆俊、小林史男の8名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	993,619	345	0	(注)1	可決 (99.97%)
第2号議案	993,637	326	0	(注)2	可決 (99.97%)
第3号議案				(注)3	
御子神 隆	883,593	110,367	0		可決 (88.90%)
末松 正之	960,230	33,730	0		可決 (96.61%)
安藤 修	972,090	21,870	0		可決 (97.80%)
小林 京子	974,167	19,793	0		可決 (98.01%)
新家 雅隆	975,771	18,189	0		可決 (98.17%)
間野 裕一	945,428	48,530	0		可決 (95.12%)
宇野 隆俊	975,615	18,345	0		可決 (98.15%)
小林 史男	976,939	17,021	0		可決 (98.29%)

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権数は加算していません。

以上